

神戸市乳幼児等・こども医療費 助成制度拡充のお知らせ

拡充の概要

平成26年7月1日診療分より

3歳～中学3年生の外来一部負担金を

「1医療機関等ごとに1日500円上限(2割負担)、月2回まで」

に拡充します。

【制度の概要】 助成の対象は保険診療分のみです。太枠部分が今回の助成拡充部分です。

事業名	㊟ 乳幼児等医療費助成			㊤ こども医療費助成
年齢区分	0歳	1～2歳	3歳～小学3年生	小学4年生～中学3年生
所得制限	なし	あり	あり	あり
入院	無料	無料	無料	無料
外来	無料	無料	1医療機関・薬局等ごとに 1日500円上限(2割負担)、 月2回まで(3回目以降無料)	1医療機関・薬局等ごとに 1日500円上限(2割負担)、 月2回まで(3回目以降無料)

＜問い合わせ先＞

神戸市総合コールセンター 電話(078)333-3330 または お住まいの区の区役所・支所の介護医療係へ

東灘区役所	TEL 841-4131(代表)
灘区役所	TEL 843-7001(代表)
中央区役所	TEL 232-4411(代表)
兵庫区役所	TEL 511-2111(代表)
北区役所	TEL 593-1111(代表)

長田区役所	TEL 579-2311(代表)
須磨区役所	TEL 731-4341(代表)
北須磨支所	TEL 793-1212(代表)
垂水区役所	TEL 708-5151(代表)
西区役所	TEL 929-0001(代表)

神戸市・神戸市医師会・神戸市歯科医師会・神戸市薬剤師会

兵庫県の第3次行革プランに基づき、 平成26年7月から、 老人医療費・母子家庭等医療費助成制度 の一部負担金や所得制限を改正します

●老人医療費助成制度（65～69歳の方の医療費を助成する制度で、所得制限があります）

国の医療制度の見直しにより、70～74歳の自己負担割合が2割とされることから、65～69歳の方を対象とする本制度における自己負担割合等を改正します。

■誕生日が昭和24年7月1日以降の方

区分	負担割合	負担限度額	
I	2割	外来 8,000円	入院等 15,000円
II	2割	外来 12,000円	入院等 35,400円

■誕生日が昭和24年6月30日以前の方については、変更はありません。

区分	負担割合	負担限度額	
I	1割	外来 8,000円	入院等 15,000円
II	2割	外来 8,000円	入院等 24,600円

●母子家庭等医療費助成制度

こどもへの医療費助成の充実を踏まえ、母子(父子)世帯と他の世帯との均衡を図るため、対象を重点化します。

◆所得基準 児童扶養手当が全部支給(全額支給)される方が対象になります。

扶養親族等2人の場合の所得基準:95万円

注 低所得の方(市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下の方)については、児童扶養手当の一部支給基準内であれば助成対象となります。

◆一部負担金

区分	平成26年6月30日まで	
一般	外来	1医療機関等あたり1日600円を限度に月2回までの負担
	入院	1割負担 (負担限度額月額2,400円)



平成26年7月1日から	
外 来	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回までの負担
入 院	1割負担 (負担限度額月額3,200円) ※中学生以下のお子さまは、上記の一部負担金をいったんお支払いいただきますが、償還払によってその一部負担金を全額返金します。

※低所得の方については変更はありません。

医療費の助成を受けるためには、受給者証が必要です。
詳しくはお住まいの区役所・支所へお問い合わせください。

制度を持続的で安定的な制度として維持していくための見直しです。ご理解とご協力をお願いいたします。

神戸市・兵庫県

